

入札・契約ハンドブック

令和7年9月

くれさか環境事務組合

《くれさか環境事務組合 入札・契約ハンドブック》

(趣旨)

第1 このハンドブックは、くれさか環境事務組合（以下「組合」という。）の工事又は工事に係る設計、測量若しくは調査業務委託（以下「工事等」という。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を、地方自治法、地方自治法施行令、くれさか環境事務組合財務規則その他の法令、規則などに基づき記載したもので、入札参加者は、このハンドブックを十分承知して入札参加および契約手続きをしてください。

(関係法令の遵守)

第2 入札参加者は、次の各号に掲げる事項に特に注意するほか、関係法令を遵守し信義誠実の原則を守り、住民の信頼を失うことのないよう努めなければなりません。

(入札参加)

第3 入札参加者は、次の各号に掲げる事項に留意のうえ、入札に参加して下さい。

- ① 連合（談合）その他不正な行為は絶対に行わないこと。
- ② 刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないこと。
- ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請契約、その他不適切な形態による下請契約により工事を実施するなど、契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行わないこと。
- ④ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき発注者が実施する工事現場の施工体制の点検に協力する等、請負者に課せられた義務を遵守し、公共工事の適正な施工を害する行為を行わないこと。
- ⑤ 積算にあたっては、十分調査、研究し的確な積算を行うよう心掛け、積算根拠の提出を求められても提出できるようにしておくこと。

(入札参加の資格制限)

第4 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ③ 準用する福崎町入札参加資格制限基準（昭和47年福崎町告示第19の3号）に規定する者
- ④ 姫路市及び福崎町において指名停止措置を受けている者の入札参加の指名は行いません。
- ⑤ 入札通知を受けた者が開札時まで前項の指名停止措置を受けたときは、入札に参加することはできません。
- ⑥ 一般競争入札においては、入札参加資格があると確認された者であっても、開札時まで

指名停止を受けた者は、入札に参加することはできません。

(経営事項審査)

第5 組合から建設工事を直接請け負おうとする建設業者は、当該建設工事について組合と請負契約を締結する日の1年7ヶ月前の日の直後の営業終了の日以降に建設業法に基づく経営事項審査（経営状況分析及び経営規模等評価。以下同じ。）を受けていなければなりません。

2 組合では、建設工事の発注に当たって、経営事項審査の有効期間、経営事項審査を受けた建設工事の種類その他の必要な事項を確認するために、契約締結予定日（議会の議決に付すべき場合にあっては、本契約締結予定日。以下同じ。）の1年7ヶ月前の直後の営業年度終了の日以降に受けた経営事項審査に係る総合評定値通知書の写しを提出していただくこととしております。この経営事項審査に係る総合評定値通知書は、建設業の許可を受けた行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）に経営規模等評価の申請と併せて総合評定値の通知について請求して取得しておかなければなりません。入札参加者は、発注者から経営事項審査に係る総合評定値通知書の写しの提出を求められたときには、直ちに提出してください。

3 経営事項審査に係る総合評定値通知書は、審査基準日（経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日）を契約予定日の1年7ヶ月前までの日とするものが、有効なものとなります。

なお、有効な経営事項審査に係る総合評定値通知が確認できないときは、入札参加できないこととなります。

(入札の辞退)

第6 入札通知を受けた者は、入札の執行が完了するまで、いつでも入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。

2 主任技術者等技術者の確保ができない場合には、必ず事前に入札を辞退してください。

(入札保証金)

第7 一般競争入札の入札参加者は、入札前に契約希望金額（消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合にあっては、入札金額に消費税及び地方消費税額を加えた額）の100分の5以上の入札保証金を納めなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなります。

① 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

② 入札に参加しようとする者が過去2年間に、組合、国（公社、公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

③ 一般競争入札に参加しようとする者が、入札保証金に代わる担保を提供したとき。

なお、指名競争入札においては、入札保証金を納めなくてもよいこととしていますが、契約担当者において契約を締結しないおそれがあると認める場合には、入札保証金を納めていただくこととなります。

- 2 入札保証金に代わる担保を提供する場合にあっては、担保の種類等について事前に契約当事者に確認の上、手続をしてください。

入札保証金に代わる担保の納付は、次の各号に掲げる有価証券をもって代えることができます。この場合担保として提供された証券の価値は、当該各号に定める価格とし、証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければなりません。

- ① 国債又は地方債 政府二納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治 41 年勅令第 287 号）の例による金額
 - ② 特別の法律による法人の発行する債券 額面又は登録金額（発行価格が額面又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額
 - ③ 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形 手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該契約保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは当該契約保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応じる額）
 - ④ 金融機関の保証する小切手 保証する金額
 - ⑤ 銀行、管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証
- 3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約保証金が全額納付されて契約を締結した後に、落札者以外の者に対しては落札決定後に返還します。ただし、落札者の入札保証金については、還付しないで契約保証金の一部に充当することがあります。

なお、納付した入札保証金には、利子を付しません。

（入札の取り止め等）

第 8 入札参加者が連合（談合）し又は不正不穩の行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。

- 2 天災地変などのやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがあります。

（無効となる入札）

第 9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- ② 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札又はこれらの者がさらに他の人を代理した入札
- ③ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
- ④ 入札書に金額、氏名又は押印のない入札及びこれらが鮮明でない入札並びに金額を訂正した入札
- ⑤ 入札保証金の全部又は一部を免除される場合を除くほか、入札保証金が納付されない入札又はその金額が所定の額に達しない入札
- ⑥ 委任のある場合は、代理人の氏名若しくは押印のない入札書による入札又は委任状のない

入札

⑦ その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第 10 開札は入札場所で、入札終了後直ちに、入札者及び入札立会人の立ち会いの上で行います。

2 開札をしたときは、その開札の結果を総務課において閲覧に供します。

また、契約予定金額が 250 万円を超える入札については、組合のホームページで開札結果を公表します。

(落札者の決定)

第 11 開札の結果により、次のとおり落札者を決定します。

① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。ただし、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるなど、契約の相手方として著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがあります。

② 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

③ 総合評価方式により落札者を決定する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が組合にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とします。

2 落札者となるべき同価格の入札をした者が、2 人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。なお、この場合くじ引きを辞退することはできません。

(再度入札)

第 12 開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。

2 再度入札の回数は、原則として 1 回までとし、再度入札の結果落札者がいないときは、入札を打ち切ります。

3 再度入札に参加できる者は、前回の入札において有効な入札をした者及び第 10 の②、④又は⑥に該当し無効となった入札をした者で入札執行者が認めた者とします。

4 最低制限価格を設けたときは、前回の入札において最低制限価格より低い価格の入札をした者は再度入札に参加できません。

5 再度入札による入札書の記載金額は、前回の入札においての最低の価格より低い金額とします。

(契約の締結)

第 13 契約書の作成を要する場合においては、落札者は落札決定の日から 7 日以内に契約を締結しなければなりません。

2 落札者が、所定の期間内に契約手続を怠ったときは、落札はその効力を失うことがあります。

3 落札者が、落札決定から契約締結（第 16 の仮契約を含む。）までの間に第 4 による「入札参加の資格制限」に該当する時は、契約を締結しないことがあります。なお、契約を締結しない場合、組合は一切の損害賠償の責を負いません。

(議会の議決を必要とする契約の締結)

第14 議会の議決に付すべき契約(予定価格が6,000万円以上の工事又は製造の請負)については、議会の議決を得たときに契約が成立する旨を記載した仮契約書を取り交わすものとします。

2 前項の仮契約を締結した場合は、議会の議決があったとき、本契約として効力を生ずるものとします。

3 仮契約締結後、本契約を締結するまでの間に、仮契約を締結した者が、第4による「入札参加の資格制限」又は第5による「指名停止措置」を受けたときは、仮契約を解除し本契約を締結しないことがあります。なお、仮契約を解除した場合、組合は一切の損害賠償の責を負いません。

(契約の確定)

第15 契約書の作成を省略する場合を除き、契約は、契約の当事者である双方の者が契約書に記名押印したときに確定します。

(契約保証金)

第16 落札者は、契約(第15の仮契約を除く。)を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の一部又は全部を納めなくてもよいことになります。

- ① 落札者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ② 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- ③ 落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって確実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
- ④ 落札者が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。
- ⑤ 落札者が、落札者に代わって契約の履行を保証する者で、組合が認める当該契約の履行に必要な資力能力を有する契約保証人を立てたとき。
- ⑥ 物品を売り払う契約を締結する場合において、落札者が売払代金を即納するとき。
- ⑦ 契約代金が50万円未満であり、かつ、落札者が契約を確実に履行するものと認められるとき。

2 契約保証金に代わる担保を提供する場合にあつては、担保の種類等について事前に契約担当者に確認の上、手続をしてください。

契約保証金に代わる担保の納付は、次の各号に掲げる有価証券をもって代えることができます。この場合担保として提供された証券の価値は、当該各号に定める価格とし、証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければなりません。

- ① 国債又は地方債 政府二納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)の例による金額
- ② 特別の法律による法人の発行する債券 額面又は登録金額(発行価格が額面又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額
- ③ 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形 手形金額又は保証する金額(当該手形の満

期の日が当該契約保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは当該契約保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応じる額)

④ 金融機関の保証する小切手 保証する金額

⑤ 銀行、管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

（工事保険）

第17 落札者は、契約を締結しようとするときは、建設工事請負契約書第51条に基づく工事保険に加入し、加入を証明する書類（写し）を提供して下さい。（発注者が加入を求めた場合に限り）

2 工事保険とは、工事の施工に関して工事目的物及び工事材料、支給材料、第三者への損害等が発生した場合、その損害等を賠償する保険をいいます。

3 落札後に保険へ加入する場合は、加入申込書の控え（写し）を契約書類と共に総務課へ提出してください。加入後は速やかに保険証券等の写しを工事担当課へ提出してください。

（暴力団排除に関する誓約書）

第18 準用する「福崎町暴力団排除条例」及び「くれさか環境事務組合が行う契約事務等に関する暴力団排除措置要綱」に基づき、契約金額が税込130万円を超える契約を締結しようとするときは、自身が暴力団等に該当しないことなどについての「誓約書」を提出して下さい。

2 該当する契約案件については、契約書を交付する際に「誓約書」を渡します。契約書・契約関係書類をあわせて提出してください。

3 議会の議決に付すべき契約に該当する場合は、仮契約書の提出の際に「誓約書」を提出してください。

4 1次以下を含むすべての下請契約（建設工事のみ）の契約金額が税込130万円（同一の契約に係る複数の下請契約を同一の当時者間で締結した場合は、その合計金額）を超える場合は、下請契約の受注者から、自身が暴力団等に該当しないことなどについての「誓約書」を提出させて、その写しを速やかに工事担当課へ提出してください。

5 4に係る「誓約書」の写しには、当該誓約書の発注者・受注者間で交わした下請契約書の写しを添付してください。

6 「誓約書」の提出がない場合は、契約（議会の議決に付すべき契約に該当する場合は仮契約）の締結は行いません。また、4に定める「誓約書」の写しの提出がない場合、契約の解除、入札参加停止等の措置を講じることもあります。また、5に定める下請契約書の写しの提出がない場合は書類不備として扱う場合があります。

（建設業退職金共済制度）

第19 落札者は、契約を締結しようとするときは、当該契約金額が100万円以上の建設工事である場合においては、契約金額及び業種に応じ別に定める割合により計算した額以上の共済証紙を購入し、購入の際に金融機関が発行する掛金収納書を貼り付けた建設業退職金共済証紙購入確認書（以下「証紙購入確認書」という。）を提出しなければなりません。

- 2 請負者が工事の一部を下請業者に施工させるときは、下請業者が雇用する建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し、現物により下請業者に交付してください。

下請業者が建退共に未加入のときは、元請業者から当該下請業者が建退共に加入するよう指導してください。

- 3 契約金額が 100 万円未満の工事については、証紙購入確認書の提出は省略しますが、共済証紙は購入しなければなりません。
- 4 共済証紙は、当該契約に係る工事に従事する建退共の対象労働者に賃金を支払ったときに（少なくとも月 1 回）、その労働者を雇用した日数分を建設業退職金共済手帳に貼り、消印してください。

（前金払）

第 20 次の各号の全てに該当する工事等については、前金払をすることができます。

- ① 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証のある公共工事（前金払を受けようとする者は、保証事業会社と前払金の保証契約を締結した保証書及びその写しを工事担当課に提出すること。）

- ② 請負金額が 1 件 500 万円以上である公共工事

- 2 前金払の額は、請負金額の 10 分の 3 以内（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）にあつては 10 分の 4 以内）とし、その額に 10 万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、その額が 5,000 万円を超えるときは、5,000 万円とします。

ただし、建設工事で工期が 2 ケ年以上にわたる契約についての前金払は、各年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の 10 分の 4 以内、最高 5,000 万円とします。

（工事等の着手）

第 21 契約を締結した者は、契約を締結した日から 7 日以内に工事等に着手しなければなりません。

（建設業法関連、技術者の適正配置等）

第 22 建設業法は、建設工事の適正な施工の確保を図るために、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理を行う者として、「主任技術者」を置かなければなりません。発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が、3,000 万円（建築一式工事の場合は 4,500 万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。

- 2 主任技術者又は監理技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事については、工事現場ごとに専任でなければなりません。「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないこと。」を意味し、常時継続的に当該建設工事現場に置かなければならないとされています。また、専任の者でなければならぬ監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であつて、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければなりません。

なお、「重要な工事」とは、建設工事で工事1件の請負代金の額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上のものをいいます。

- 3 「建設産業における生産システム合理化指針」に沿って、合理的な元請・下請関係を確立するよう努めてください。
- 4 請負人は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が3,000万円（建築一式工事の場合4,500万円）以上となるときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに本組合監督員（以下「監督員」という。）に提出しなければなりません。また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければなりません。
- 5 請負人は、その請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせてはなりません。

《 説 明 事 項 》

1 発 注

- (1) 指名業者に対する工事等の発注は、電話等により指名の通知をしますので、連絡を受け次第、担当課まで入札通知書並びに設計図書及び仕様書（以下「設計図書」という。）を受取りに来てください。
- (2) 入札通知書及び設計図書に当該入札に関する条件及び注意事項を表示していますので、十分熟読し、理解した上で入札に参加してください。
- (3) 建設工事の入札においては、当該入札の指名通知をする日又は当該入札の前日までに有効な経営事項審査の結果通知書（「経営規模等評価結果通知書」）の写しの提出がない場合は、入札に参加することができません。

※経営事項審査…公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法に基づく経営事項審査を受けていなければなりません。この経営事項審査の結果通知書（「経営規模等評価結果通知書」）は、公共工事の契約を締結する日前1年7ヶ月以内の日を審査基準日とするものが有効なものとなります。

2 入札執行

- (1) 入札に持参するもの
 - ① 入札書 2枚以上及び長3（普通）封筒1枚

※ 入札書に記入する金額は円単位とし、消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。

 - ② 貸与した設計図書
 - ③ 委任状（委任のある場合）
 - ④ 使用印鑑又は委任のある場合は委任状に押印した受任者の印鑑
- (2) 入札場所
くれさか環境事務組合2階大会議室とします。
- (3) 入札辞退
入札を辞退しようとする場合は、入札執行までに入札辞退届を提出してください。
※ 入札執行時間は厳守してください。時間に遅れますと入札に参加できません。

3 開 札

- (1) 入札執行時間がきますと入札会場において入札事務担当者が工事（業務）番号及び工事（業務）名を読み上げますので該当工事の入札参加者は、速やかに着席してください。入札には入札者の立会いを必要とします。
- (2) 着席後、入札執行者（補助者）が入札参加者の確認を行います。

- (3) 確認後、入札執行者（補助者）が開札開始を宣言し、開札を行います。

4 落札決定

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。
- (2) 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに当該入札者によりくじ引きで落札者を決定します。なお、この場合、くじ引きを辞退することはできません。

5. 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格の範囲内に入札がないときは、直ちに再度入札を行います。
- (2) 再度入札の回数は、原則として1回までとし、再度入札の落札者がいないときは、入札を打ち切ります。
- (3) 再度入札に参加できる者は、原則として前回の入札において有効な入札をした者としします。
- (4) 最低制限価格を設けたときは、前回の入札において最低制限価格より低い価格の入札をした者は再度入札に参加できません。（最低制限価格未満の価格の入札は失格とします。）
- (5) 再度入札による入札書の記載金額は、前回の入札においての最低の価格より低い金額とします。

6 契約の手続き

- (1) 入札終了後、総務課において落札者に契約保証金の納付方法を確認しますので確定しておいてください。なお、契約保証金は以下のいずれかによります。
- ① 現金で納付
 - ② 納付の免除を受ける場合（※ ハンドブック 第16 第1項 参照）
 - ③ 担保の提供をもって代える場合（※ ハンドブック 第16 第2項 参照）
 - ア 国債又は地方債を担保として提供
 - イ 特別の法律による法人の発行する債券を担保として提供
 - ウ 銀行の保証を担保として提供
 - エ 銀行が支払保証をした小切手を担保として提供
 - オ 銀行、管理者が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証を担保として提供
- (2) 入札日の指定した時間以降に担当課において次の書類を交付しますので必ず受け取りにきてください。
- ① 契約書（2部）

- ② 契約保証金納入通知書（現金で納付する場合）
- ③ 建設業退職金共済組合証紙購入確認書（工事で必要な場合）
- ④ くれさか環境事務組合が行う契約事務等に関する暴力団排除措置要綱第5条にかかる誓約書（必要な場合）
- ⑤ 現場代理人及び主任技術者等並びに下請人等通知書
- ⑥ 経歴書
- ⑦ 建設業法第26条第3項に違反していない旨の誓約書
（建設業法に規定する重要な工事に該当する工事の場合）
- ⑧ 工事承認願・工事用材料使用承認願
- ⑨ 工事（業務）工程表
- ⑩ 実施工程表
- ⑪ 工事完成届（工事で必要な場合）
- ⑫ 公共工事前払金交付申請書（前払金がある場合、工事で必要な場合）
- ⑬ 工事（業務）請負金請求書

※ ①～④については入札後7日以内、⑤～⑩については担当課に契約締結後7日以内に提出してください。

※ 各種書類についてはHPにてダウンロードできます。

7 契約の締結

- (1) 落札者は、交付した契約書を作成し、収入印紙を貼り付け、押印、割印のうえ落札決定から7日以内に次の書類とともに担当課に提出し契約を締結してください。

① 契約保証金関係書類等

ア 契約保証金を現金で納める場合・・・納めるべき金額の現金
契約保証金納入通知書

イ 契約保証金に代えて担保を提供する場合・・・各担保
契約保証金納入通知書

ウ 契約保証金の免除を受ける場合・・・履行保証保険証書

② 建設業退職金共済組合証紙購入確認書（工事で必要な場合）

- (2) 落札者が落札決定から7日以内までに契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う場合があります。

- (3) 契約は、契約の当事者である双方の者が契約書に記名押印したときに確定します。

8 議会の議決を必要とする契約

- (1) 予定価格が6,000万円以上の工事又は製造の請負の契約については、議会の議決を必要とします。この場合については、議会の議決を得たときに契約が成立する旨を記載した仮契約書を取り交わしますので、仮契約日までに契約書及び誓約書（暴力団関係）を作成し総務課

へ提出してください。

- (2) 前項の仮契約を締結した場合は、議会の議決があったとき、本契約として効力を生ずるものとします。

なお、本契約日に契約保証金関係書類及び建設業退職金共済組合証紙購入確認書を工事担当課へ提出してください。

9 工事等着手

- (1) 契約を締結した者は、契約を締結した日から7日以内に工事等に着手しなければなりません。
- (2) 工期の開始は、契約日の翌日から起算します。

10 前金払

- (1) 次の各号のすべてに該当する工事等については、前金払を申請することができます。
- ① 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事であること。
 - ② 請負金額が1件500万円以上であること。
- (2) 前金払の申請手続き
- ① 請負契約締結後30日以内に保証事業会社と当該工事の工期を保証期間とした保証事業法第2条第5項に規定する保証契約を締結し、総務課が交付した前金払交付申請書に押印し、保証証書とともに工事担当課へ提出し前金払の決定を受けてください。
 - ② 前項の前金払の決定を受けた場合は、決定金額を超えない範囲内において速やかに前金払の請求をしてください。
- (3) 前金払の額
- ① 前金払の額は、契約金額の10分の3以内（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事にあつては10分の4以内）で、10万円未満は切り捨てます。
 - ② 限度額は、5,000万円以内とします。